

労働組合が主体の安全衛生活動を推進しよう

全国労働衛生週間（10月1日～7日）にあたって

戦後最悪の大震災と原発事故の発生から4カ月以上がたち、復興にむけた息吹が各地で起こっています。しかし、福島原発事故は、なお収束の見通しが立たず、被害が全国に拡大する深刻な実態が続いています。一方、震災を「口実」にした大企業による新たな「派遣切り」「非正規切り」、賃下げが、被災地のみならず全国各地で広がっており、こうした横暴を許さないたたかいが緊急の課題となっています。

こうしたなか2011年度全国労働衛生週間（10月1日から7日まで本週間、9月1日から30日まで準備期間）が、「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」をスローガンに実施されます。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、会員団体とその組合員が、全国労働衛生週間を契機に、職場を健康にしていくこと、長時間過密労働を是正し、過労死を根絶すること、人間らしい安全な労働を保障する職場と社会を築くためのとりくみをいっそう促進することを呼びかけます。

1、労働組合の主体的・積極的なとりくみで労働者のいのちと健康を守ろう

広がるメンタルヘルス不調は、職場の過重労働と人間関係の悪さが主要な原因であり、パワーハラスメントは、成果主義や非民主的な職場支配が背景にあることから、経営トップの姿勢を変える労働組合の主体的・積極的なとりくみがなければ変化をつくり出すことはできません。

メンタルヘルス、パワーハラスメントの実態把握を進めながら、事業者は、「心の健康づくり計画」や「職場復帰支援プログラム」、「パワーハラスメント防止規定」などの策定を求めていくことが大切です。

安全衛生委員会にいのちと健康を守る改善案を提案していきましょう。

例えば、職場に「不健康」をもたらしている要因ワーストスリーを選び、改善対策を提案するなど、労働者参加型、提案型の衛生週間にすることです。

2、労働安全衛生法にもとづく衛生活動が行われているか、総点検しよう

労働者の健康障害を防止するための職場巡視や健康診断、安全衛生委員会が定期的開催されているかなど、衛生活動が労働安全衛生法にもとづき行われているかどうかをチェックしていくことが重要です。準備期間を含む衛生週間中に総点検しましょう。

主なチェック項目は以下の通りです。

- ① 50人以上の事業所健診での有所見率は50%です。事業所健診がきちんと法にもとづき行われているか、健診結果が労働安全衛生委員会で検討され健康を守る対策が立てられているかどうか、チェックしましょう。
- ② 50人以下の事業所では、事業者の責任で安全衛生推進者、衛生推進者が配置されているかが重要です。配置されていない場合は直ちに要求しましょう。
- ③ 職場巡視や健康診断結果の分析と今後の対策などで産業医などの専門家の協力が得られているかどうか。産業医が配置されていない職場では、産業医の派遣等、産業保健推進センターなどの協力を得ていくことも重要です。
- ④ 派遣など非正規労働者の労働災害、メンタル疾患等の職業病が急増しています。同じ職場の仲間として非正規労働者の要求を大切にし、安全衛生活動を推進していきましょう。法律違反には労基署に告発し、派遣元や派遣先に労安法の罰則規定を適用させるとりくみも進めましょう。
- ⑤ 単産や地方センターが実施する労安学校への参加、「健康で安全に働くために」ブックレットや「いの健」全国センターが発行する「通信」「季刊誌」などを活用した学習活動を進めましょう。

2011年7月20日

働くもののいのちと健康を守る全国センター第4回理事会